

○旅館業構造設備等基準（令和2年4月1日現在）


法：旅館業法
 施行令：旅館業法施行令
 条例：広島県旅館業施行条例
 要領：旅館業における衛生等管理要領

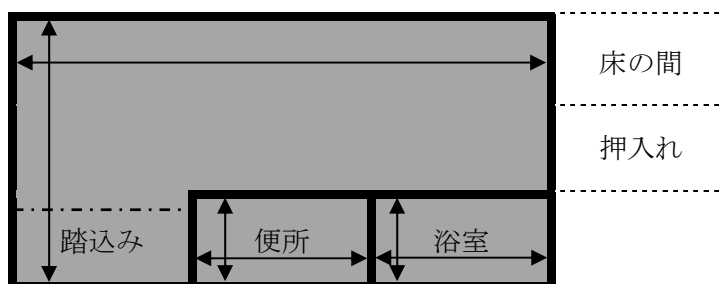
旅館・ホテル営業	
客室	<p>◇1 客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては、9㎡以上）以上であること。（施行令1条1項1号）</p> <p><input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。（条例6条3号）</p> <p><input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。（要領Ⅱ第11（3））</p>
玄関帳場	<p>◇ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他該当者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準※に適合するものを有すること。（施行令1条1項2号）</p> <p>※「玄関帳場に代替する設備」の基準であり、次のいずれにも該当する場合、玄関帳場の設置を有しない。</p> <p>①事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>②宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。（施行規則第4条の3第1項各号）</p>
洗面設備	<p><input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令1条1項5号）</p>
入浴設備	<p><input type="checkbox"/> 当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。（施行令1条1項4号）</p> <p><input type="checkbox"/> 共同の入浴設備の構造基準（条例2条1項2号）</p> <p>○ 脱衣室が付設されていること。</p> <p>○ 浴室の内部が外部から見通せないように設備されていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 共同の入浴設備の措置基準（条例6条5号）別紙「共同の入浴設備の措置基準」のとおり。</p>
寝具収納	<p><input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。（条例2条1項1号）</p>

便所	<input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。(施行令 1 条 1 項 6 号) <input type="checkbox"/> 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。(条例 6 条 6 号)
照明等 換気・採光・	<input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(施行令 1 条 1 項 3 号) <input type="checkbox"/> 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。(条例 6 条 1 号) <input type="checkbox"/> 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の措置を施すこと。(条例 6 条 2 号)
調理場	<input type="checkbox"/> 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を施すこと。(条例 6 条 4 号)
遮蔽	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100m の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは客に飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。(施行令 1 条 1 項 7 号)
設置場所	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、「学校、児童福祉施設、図書館、公民館、青少年教育施設等」の敷地（用途決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100m の区域内においてその設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。(法 3 条 3 項)
外観等	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物、外観等は、周囲の善良の風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。(要領Ⅱ第 1 2)
給水設備	<input type="checkbox"/> 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。(要領Ⅱ第 1 23 (1)) <input type="checkbox"/> 水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。(要領Ⅱ第 1 23 (1))

■客室床面積の考え方

- ・客室の床面積は内のりで算定する。
- ・床の間・押入れは除き、浴室・便所・踏込みを含む。(宿泊者が立ち入る部分)

 …床面積に含む部分



○旅館業構造設備等基準（令和2年4月1日現在）


法：旅館業法
 施行令：旅館業法施行令
 条例：広島県旅館業施行条例
 要領：旅館業における衛生等管理要領

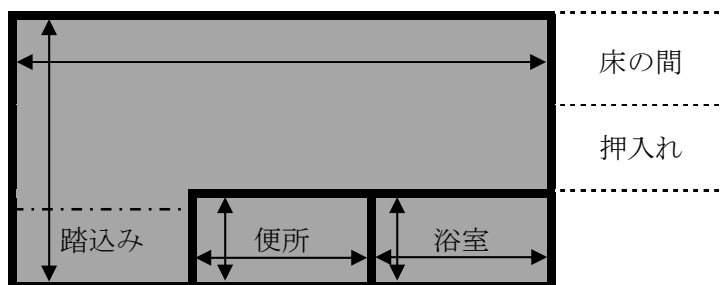
簡易宿所営業	
客室	<p>◇ 客室の延床面積は 33 m²（施行令 1 条 2 項 1 号） （許可の申請にあたって宿泊者の数を 10 人未満とする場合には、3.3 m²に該当宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。 ※営業者が、農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する営業）を営む場合は、この基準を適用しない。</p> <p><input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。（条例 6 条 3 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。（要領Ⅱ第 2 1（6））</p> <p>[階層式寝台の要件]</p> <p><input type="checkbox"/> 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね 1 メートル以上であること。（施行令 1 条 2 項 2 号）</p>
玄関 帳場	<p>[適用なし]</p> <p><input type="checkbox"/> 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましい。（要領Ⅱ第 2 2）</p>
入浴 設備	<p><input type="checkbox"/> 当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 （施行令 1 条 2 項 4 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 共同の入浴設備の構造基準（条例 2 条 1 項 2 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 脱衣室が付設されていること。 ○ 浴室の内部が外部から見通せないように設備されていること。 <p><input type="checkbox"/> 共同の入浴設備の措置基準（条例 6 条 5 号） 別紙「共同の入浴設備の措置基準」のとおり。</p>
洗面 設備	<p><input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 （施行令 1 条 2 項 5 号）</p>
寝具 収納	<p><input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。（条例 2 条 1 項 1 号）</p>
便所	<p><input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。（施行令 1 条 2 項 6 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。 （条例 6 条 6 号）</p>

照明等 換気・採光・	<input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 (施行令 1 条 2 項 3 号) <input type="checkbox"/> 床下には、適当な防湿及び換気方法を施すこと。(条例 6 条 1 号) <input type="checkbox"/> 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の措置を施すこと。(条例 6 条 2 号)
調理場	<input type="checkbox"/> 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を施すこと。(条例 6 条 4 号)
遮蔽	[適用なし] <input type="checkbox"/> 施設の設置場所が旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100m 以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる施設を有すること。 (要領Ⅱ第 2 8)
設置場所	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、「学校、児童福祉施設、図書館、公民館、青少年教育施設等」の敷地（用途決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100m の区域内において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。(法 3 条 3 項)
外観等	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物、外観等は、周囲の善良の風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。(要領Ⅱ第 2 8)
給水設備	<input type="checkbox"/> 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。(要領Ⅱ第 2 8) <input type="checkbox"/> 水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。(要領Ⅱ第 2 8)

■客室床面積の考え方

- ・客室の床面積は内のりで算定する。
- ・床の間・押入れは除き、浴室・便所・踏込みを含む。(宿泊者が立ち入る部分)

 …床面積に含む部分



○旅館業構造設備等基準（令和2年4月1日現在）


法：旅館業法
 施行令：旅館業法施行令
 条例：広島県旅館業施行条例
 要領：旅館業における衛生等管理要領

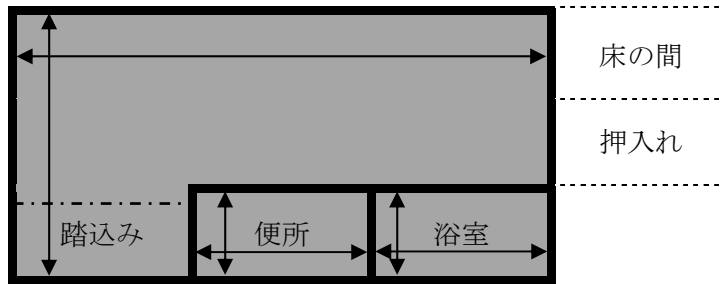
下宿営業	
客室	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。（条例6条3号） <input type="checkbox"/> 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。（要領Ⅱ第3 1（1）） <input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。（要領）
玄関帳場	<p>[適用なし]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の（1）から（3）までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、（4）の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。 <ul style="list-style-type: none"> （1） 玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。 （2） 事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。 （3） モーター等特定の用途を有する施設においては、施設の入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する施設（例えば管理棟）を設けることができること。 （4） 次の全ての条件を満たし、宿泊者の安全や利便性が確保できていること。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要す状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。 2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 3) 鍵の受け渡しを確実にを行うこと。（要領Ⅱ第3 9）
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令1条3項3号）

入浴設備	<input type="checkbox"/> 当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 (施行令 1 条 3 項 2 号) <input type="checkbox"/> 共同の入浴設備の構造基準 (条例 2 条 1 項 2 号) ○ 脱衣室が付設されていること。 ○ 浴室の内部が外部から見通せないように設備されていること。 <input type="checkbox"/> 共同の入浴設備の措置基準 (条例 6 条 5 号) 別紙「共同の入浴設備の措置基準」のとおり。
寝具収納	<input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。(条例 2 条 1 項 1 号)
便所	<input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。(施行令 1 条 3 項 4 号) <input type="checkbox"/> 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。 (条例 6 条 6 号)
照明等 換気・採光・	<input type="checkbox"/> 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 (施行令 1 条 3 項 1 号) <input type="checkbox"/> 床下には、適当な防湿及び換気方法を施すこと。(条例 6 条 1 号) <input type="checkbox"/> 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の措置を施すこと。(条例 6 条 2 項)
調理場	<input type="checkbox"/> 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じんおよびねずみ、昆虫等の防除の設備を施すこと。(条例 6 条 4 号)
遮蔽	[適用なし] <input type="checkbox"/> 施設の設置場所が旅館業法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設 (以下「学校等」という。)の敷地 (これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね 100m 以内の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことをさえぎることができる施設を有すること。 (要領Ⅱ第 3 9)
設置場所	<input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、「学校、児童福祉施設、図書館、公民館、青少年教育施設等」の敷地 (用途決定した土地を含む。)の周囲おおむね 100m の区域内においてその設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく阻害されるおそれがないこと。(法 3 条 3 項)
外観等	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物、外観等は、周囲の善良の風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。(要領Ⅱ第 3 9)
給水設備	<input type="checkbox"/> 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。(要領Ⅱ第 3 9) <input type="checkbox"/> 水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。(要領Ⅱ第 3 9)

■ 客室床面積の考え方

- ・ 客室の床面積は内ので算定する。
- ・ 床の間・押入れは除き、浴室・便所・踏込みを含む。(宿泊者が立ち入る部分)

 …床面積に含む部分



○共同の入浴設備の措置基準（広島県旅館業法施行条例第6条第5号）（令和2年4月1日現在）

共同の入浴設備について、次に掲げる事項を施すこと。

イ	ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）を置くこと。																				
ロ	気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下、「気泡発生装置等」という。）の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。																				
ハ	内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造とすること。																				
ニ	脱衣場及び脱衣箱は、常に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒をすること。																				
ホ	洗い場、浴槽、貯湯槽（原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）等を貯留する槽（タンク）をいう。以下同じ。）等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。																				
ヘ	浴槽内の湯は、常に豊富に、かつ、適温を保ち、著しく汚濁しないようにすること。																				
ト	入浴者に利用させるくし、かみそり等は、一人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。																				
チ	<p>水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。</p> <p>※規則で定める基準（広島県旅館業法施行細則第9条）</p> <p>表の左の事項について、右の方法により、中央の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="215 1444 1436 1769"> <thead> <tr> <th colspan="2">事項</th> <th>基準</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原湯、原水、</td> <td>大腸菌群</td> <td>検出されないこと</td> <td>特定酵素基質培地法</td> </tr> <tr> <td>上がり用湯、</td> <td rowspan="2">ビオセラム菌</td> <td rowspan="2">検出されないこと (100ml中に10CFU未満)</td> <td rowspan="2">ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td> </tr> <tr> <td>上がり用水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴槽水</td> <td>大腸菌群</td> <td>1ml中に1個以下</td> <td>デソキシコール酸塩培地法</td> </tr> <tr> <td>ビオセラム菌</td> <td>検出されないこと (100ml中に10CFU未満)</td> <td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td> </tr> </tbody> </table>	事項		基準	方法	原湯、原水、	大腸菌群	検出されないこと	特定酵素基質培地法	上がり用湯、	ビオセラム菌	検出されないこと (100ml中に10CFU未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	上がり用水	浴槽水	大腸菌群	1ml中に1個以下	デソキシコール酸塩培地法	ビオセラム菌	検出されないこと (100ml中に10CFU未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
事項		基準	方法																		
原湯、原水、	大腸菌群	検出されないこと	特定酵素基質培地法																		
上がり用湯、	ビオセラム菌	検出されないこと (100ml中に10CFU未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法																		
上がり用水																					
浴槽水	大腸菌群	1ml中に1個以下	デソキシコール酸塩培地法																		
	ビオセラム菌	検出されないこと (100ml中に10CFU未満)	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法																		
リ	浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。																				

ヌ	ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）を適切に消毒すること。
ル	集毛器を使用している場合は、定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに、適切に消毒すること。
ヲ	浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌等に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。
ワ	循環配管を配置している場合において、ヲの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあつては、この限りでない。
カ	水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。
ヨ	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。
タ	浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。
レ	打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。
ソ	シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。
ツ	貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。
ネ	ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講じること。
ナ	入浴者の守るべき事項を浴槽内の見やすいところに掲示すること。
ラ	浴槽水を河川等に排水する場合は、適切な処理を行うこと。
ム	入浴設備及びその維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。
ウ	営業者（自ら従事する営業者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。

○留意事項

設計にあたっては、旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 138 号）、旅館業法施行令（昭和 32 年 6 月 21 日政令第 152 号）、旅館業法施行規則（昭和 23 年 7 月 24 日厚生省令第 28 号）、広島県旅館業法施行条例（昭和 23 年 11 月 24 日条例第 104 号）のほか、「旅館業における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 5 日生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知、令和元年 9 月 19 日一部改正）、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省告示第 264 号、平成 30 年 8 月 3 日一部改正）、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成 13 年 9 月 11 日健衛発第 95 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知、平成 27 年 3 月 31 日一部改正）を参照すること。

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、「旅館業における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に定める衛生管理・水質管理が十分行えるよう所要の設備を設けること。